

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第1号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(企画課) 第9条 略 (1)～(8) 略 (9)・(10) 略 (11) 略</p>	<p>(企画課) 第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(8) 略 (9) <u>公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</u> (10)・(11) 略 (12) <u>公文書類の浄書及び印刷に関すること。</u> (13) 略</p>
<p>(情報管理課) 第14条 略 (1)～(5) 略 (6) <u>公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</u> (7) <u>公文書類の浄書及び印刷に関すること。</u></p>	<p>(情報管理課) 第14条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略</p>
<p>(生活安全企画課) 第15条 略 (1)～(3) 略 (4) 略 (5) <u>子供の生命又は身体を害する犯罪の予防対策に関する企画及び立案に関すること。</u> (6)～(17) 略</p>	<p>(生活安全企画課) 第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 (4) <u>警察安全相談に関すること。</u> (5) 略 (6)～(17) 略</p>
<p>(人身安全対策課) 第16条 略 (1) 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の予防</p>	<p>(人身安全対策課) 第16条 人身安全対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の予防</p>

対策に関すること（生活安全企画課の所掌に属するものを除く。）。

(2)～(4) 略

(5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）。

(6)～(10) 略

(警察署の位置)

第51条 略

略
香川県三豊警察署 三豊市高瀬町下勝間2335番地 1
略

対策に関すること。

(2)～(4) 略

(5)～(9) 略

(警察署の位置)

第51条 警察署の位置は、次のとおりとする。

略
香川県三豊警察署 三豊市高瀬町下勝間2516番地 4
略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第51条の表の改正規定は、同年3月25日から施行する。

(香川県公安委員会文書規則の一部改正)

2 香川県公安委員会文書規則（平成12年香川県公安委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 規則、告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県公安委員会」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部情報管理課</u>に備付けの別記様式第10号の規則・告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。</p> <p>(1) 規則、告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県公安委員会」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部企画課</u>に備付けの別記様式第10号の規則・告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。</p> <p>(2) 略</p>